

目黒区教育に関する大綱素案

令和3年3月、区は「目黒区基本構想」（以下「構想」という。）を策定し、3つの区政の運営方針と5つの基本目標を設定し、区民福祉の増進に向けて区政運営を行っています。

区政の運営方針では、「平和と人権・多様性の尊重」を掲げ全ての人が互いの人権を尊重し合う地域社会をつくることとしています。

基本目標1に掲げる「学び合い成長し合えるまち」では、子どもたちが将来の社会の担い手として、健やかに成長することができる良好な教育環境を整備するとしています。

新型コロナウイルス感染症を端緒として、社会のあり方や価値観が大きく変わろうとしている中で、区としての教育に対する基本姿勢が問われています。

構想の実現を目指すとともに、目黒区教育委員会との連携のもと、教育基本法の理念を踏まえながら時代に即した教育、学術及び文化の振興を総合的に図るため、「目黒区教育に関する大綱」（以下「大綱」という。）を定めます。

1 大綱の位置付け

大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づく教育、学術及び文化の振興に関する目黒区の総合的な施策の方針として定めます。

また、大綱は、目黒区基本計画及び各種計画等の内、当該分野に関する施策等を包含したものとします。

2 大綱の期間

大綱の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等により改定の必要が生じた場合は適切に対応します。

3 重点方針

大綱期間中に、特に重視すべき事項を以下に方針として掲げます。

【方針1 人権・多様性を尊重する教育の推進】

- あらゆる教育の機会を通して、自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、相互理解や連帯感を培い偏見や差別をなくすために、人権教育を推進します。
- 年齢、国籍、性のあり方、障害の有無などに関わらず、個性や違いを認め合い、全ての人々が互いの人権・多様性を尊重し合う地域社会をつくりまします。

【方針2 生きる力を育む学校教育の推進と生涯学習の充実】

- すべての子どもが持続可能な社会の創り手となれるよう、一人ひとりの個性を尊重しながら、知・徳・体を総合的に捉えた資質・能力を育てていくための教育を進めます。
- GIGAスクール構想の実現や外国語教育の充実など、区独自の特色ある教育課程による学校づくりを進めます。また、教員の資質・能力の向上を図り教育の質を高めます。
- 区民一人ひとりが生涯を通じて生き生きと学び合い、学んだことを地域に生かすことができるよう、様々な学習や交流の機会を得られる地域社会をつくりまします。

【方針3 地域とともに歩む教育環境の整備】

- 豊かな学びの場を提供するとともに、コミュニティの拠点となる区立小・中学校の更新を進め、区有施設の全体最適を図りながら教育環境の整備を進めます。
- 魅力と活力にあふれ信頼される学校を目指して、学校・家庭・地域との連携・協力を進め、子どもの健やかな成長を支えていく環境づくりを支援します。
- あらゆる場面で子どもの権利が尊重され、地域の暖かな見守りの中で安心して子どもを産み育てられる地域社会をつくりまします。